

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

諫早市上下水道局より大切なお知らせです

令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者制度は、**5年ごとの更新**が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

それに伴い、指定の有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となります。なお、現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）。

■初回更新までの有効期間（令和元年9月30日までに指定を受けた事業者）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から1年	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	改正法施行日の前日から2年	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	改正法施行日の前日から3年	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	改正法施行日の前日から4年	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	改正法施行日の前日から5年	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる事業者のみなさまへ**事前に通知**いたします。なお、郵便の不着や更新をされない方への再通知はいたしませんのでご注意ください。

■指定更新の要件

指定更新の要件（新規申請と同様）	更新申請に必要な書類（新規申請と同様）
水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。 ①給水装置主任技術者の選任 ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者	水道法第25条の2を準用します。 ・様式第1号（新規指定時の申請書と同様） ・様式第2号（欠格要件に該当しないことの誓約書） ・機械器具調書 ・定款及び登記事項証明書（法人の場合） ・住民票（個人の場合） ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

《更新申請についてのお問い合わせ先：諫早市上下水道局経営管理課 TEL0957-22-1500（代表）》